

ポリテクセンター・ポリテクカレッジの譲渡について (報告)

1. 移管に向けた取組	…	1
2. 道府県へのアンケート結果(平成25年5月)	…	2
3. 地方自治体等の動き	…	4
4. 今後の対応	…	5
(参考)	…	6



平成25年8月

厚生労働省職業能力開発局

1. 移管に向けた取組

「勧告の方向性」（総務省政策評価・独立行政法人評価委員会 平成25年1月21日）

第1 業務実施体制の見直し

2 地方施設の整理、統合（略）

(1) 職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）並びに職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ）

- ① 職業能力開発促進センター並びに職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校（以下「ポリテクセンター等」という。）については、受入条件が整う都道府県へ移管することとされていることを重く受け止め、現行の譲渡条件の期限（平成26年3月31日）までの間、**都道府県との移管協議を主体的かつ積極的に進めるものとする。**
- ② 都道府県との移管協議を進めるに当たっては、これまで移管に至らなかった原因を十分に把握・分析し、都道府県内における産業の集積状況や職業能力開発施設の設置状況、受講者の居住地の実態等を勘案して移管の可能性の高いものから優先的に協議を進めるものとする。（略）

厚生労働省の対応

A. 告示改正（H25.4）

- 移管を促すため、**移管条件の緩和**（※）を実施。
※ 労使・機構職員等で構成される地域協議会の了承を得ることを条件に科目、内容、定員等を縮減できることとした。

B. 道府県へのアンケート（H25.5）

- **道府県へ最後の意向調査を実施。**
（結果はP2）

高障求機構の対応

C. センター長の道府県訪問（H25.4）

- ポリテクセンター長が、**全道府県に対して直接訪問し、移管協議を実施。** ⇨ **移管希望なし**

厚労省及び高障求機構の対応

D. 道府県訪問（H25.8～9）

- **アンケート結果等を踏まえ、能開局幹部及びポリテクセンター長が道府県を訪問し、**
 - ① 移管可能な条件、
 - ② 今後の要望（期限延長を望むか、ポリテクのあり方等）を聴取予定。

2. 道府県へのアンケート結果(平成25年5月)

(1) 移管希望

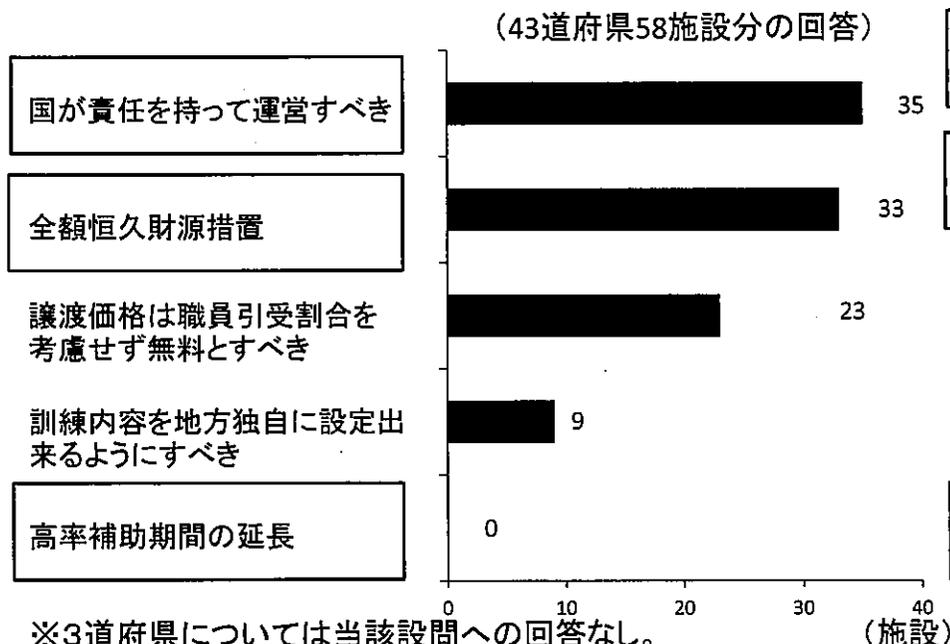
- 「移管を希望しない」が43道府県
移管希望について、その他の回答が3道府県。

(その他の回答方法としては、

- ・ 「ウ その他」欄を自ら設けて○を付け、「財政措置等の条件が整えば引き受けることができる」と回答したもの
- ・ アンケートの回答とは別に「①職員の受け入れ割合に関わらず無償譲渡、②必要な財源を国が恒久的に措置、③職業訓練の内容を県が独自に設定できること」を主張するもの
- ・ 移管条件等が明確でないため、回答を保留としたものがある。)

- 希望しない理由については、以下のとおり。

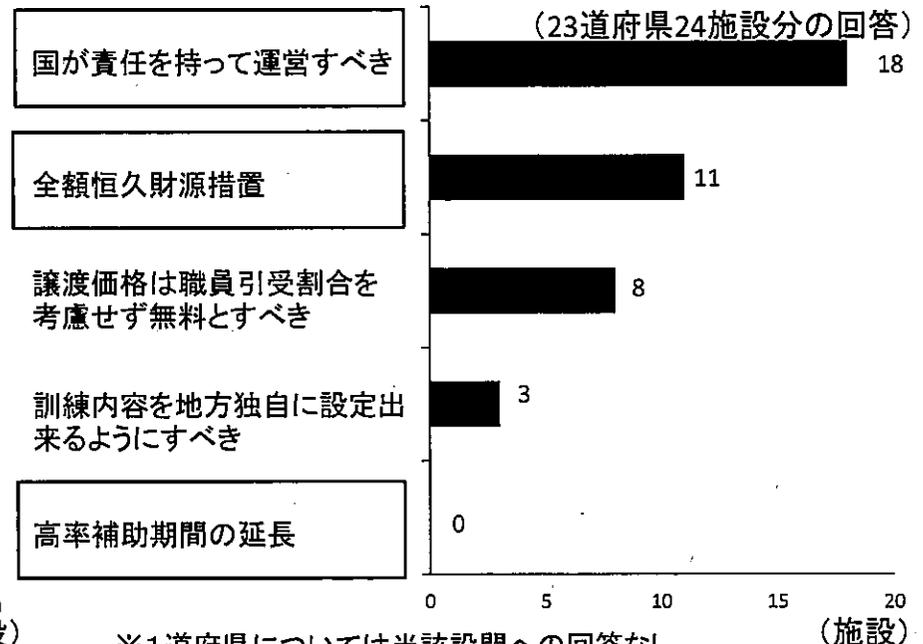
図1 ポリテクセンターを移管しない理由(複数回答)



※3道府県については当該設問への回答なし。

※その他、「まず、職業訓練に関する国と地方の役割分担を明確にすべき」等の意見があった。

図2 ポリテクカレッジを移管しない理由(複数回答)



※1道府県については当該設問への回答なし。

(2) 廃止の可否

「勧告の方向性」(総務省政策評価・独立行政法人評価委員会 平成25年1月21日)

第1 業務実施体制の見直し

2 地方施設の整理、統合 (略)

(1) 職業能力開発促進センター(ポリテクセンター)並びに職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校(ポリテクカレッジ)

(略) 厚生労働省は、(1)①の都道府県との移管協議の結果を受けて方針を改めて示すものとする。また、当該方針を踏まえ、移管の見込みが立たないポリテクセンター等については、本法人が運営を続ける合理性及び必要性について厳格に検証し、明らかに合理性及び必要性を見いだせないものについては、廃止を含めて検討するものとする。(略)

- 「**廃止に反対**」が**41道府県**、**廃止について、回答保留が3道府県**、**その他の回答が2道府県**。

(その他の回答方法としては、

- ・ 「ウ その他」欄を自ら設けて○を付け、「財政措置等の条件が整えば引き受けることができる」と回答したもの、
- ・ アンケートの回答とは別に「現行の条件下では、廃止することなく機構において事業を継続すること」を求めるものがある。)

- 廃止反対の理由については、以下のとおり。

図3 ポリテクセンター廃止反対の理由(複数回答)

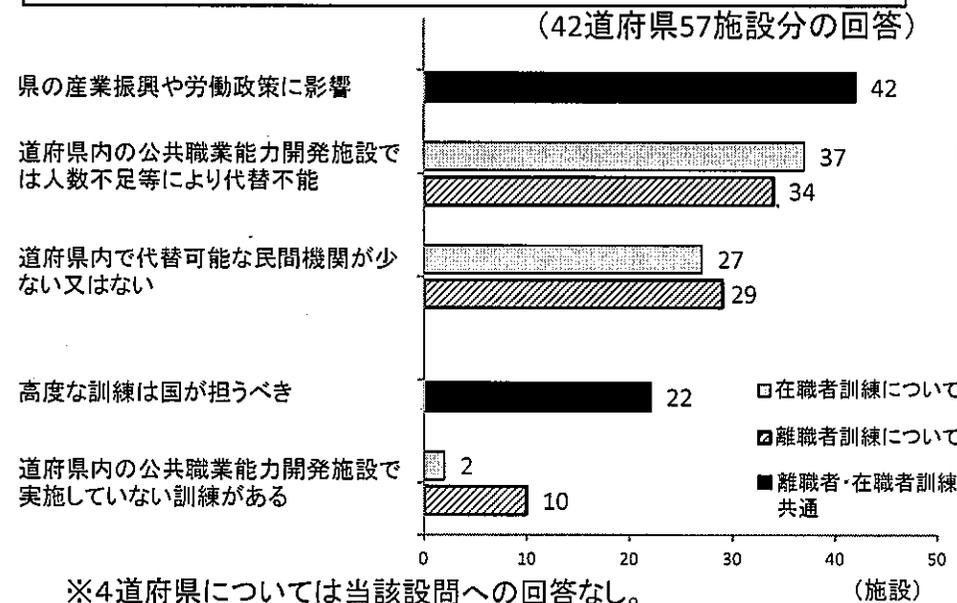
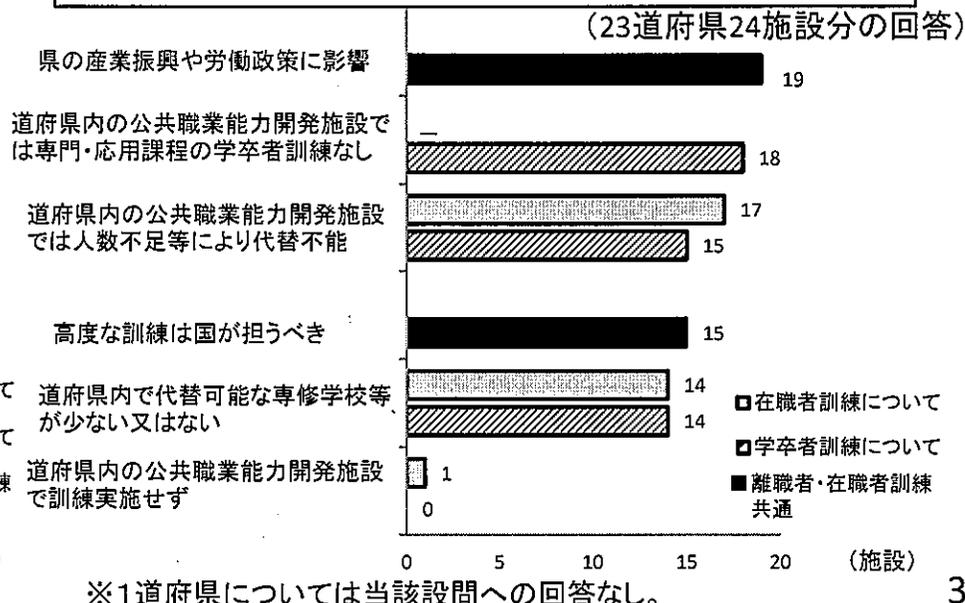


図4 ポリテクカレッジ廃止反対の理由(複数回答)



3. 地方自治体等の動き

全国知事会

(1) 廃止法提出後の主張

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案の修正を求めるアピール（平成22年11月）（抄）

センターの移管が円滑に進むよう、人件費を含む運営費全額の財源移譲など新たな地方負担が生じない確実な財政措置を講ずることや、職業訓練の内容を地域の实情に応じて地方が独自に設定できるようにするよう、参議院において、法案を修正することを求める。

(2) 直近のポリテクセンター・カレッジに関する主張

平成26年度国の施策並びに予算に関する提案・要望（政策要望部分）（平成25年7月）（抄）

【農林・商工関係】

8 雇用対策の推進について

- (5) (略) 職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）、職業能力開発大学校・短期大学校（ポリテクカレッジ）については、地域のものづくり産業への人材供給や離職者の就職に貢献している状況などを踏まえ、関係自治体や地元産業界の意向に反して、安易に統廃合を行うべきではないこと。併せて、地域のニーズに応じた訓練の充実を図ること。

その他の動き

● 統廃合に反対する要望

- ・ 九州地方知事会(平成25年5月20日)
- ・ (社)北海道技能士会(平成25年7月4日)
- ・ (一社)北海道中小企業家同友会(平成25年7月5日)
- ・ 北海道東北地方知事会(平成25年7月9日)
- ・ 北海道内ポリテクセンター等設置5市(平成25年7月10日)

● 国での運営継続を求める要望

- ・ 富山県(平成25年6月5日)
- ・ 青森県(平成25年6月14日)
- ・ (一社)北海道機械工業会(平成25年6月21日)
- ・ 北海道商工会議所連合会ほか(平成25年7月10日)
- ・ 青森県商工会議所連合会ほか(平成25年7月12日)

4. 今後の対応

- **ポリテクセンター・ポリテクカレッジの移管に係る規定の今後の取扱い**については、**独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則16条に基づき、検討が必要。**

参考1:独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成23年法律第26号)附則
(検討)

第十六条 政府は、この法律の施行後必要に応じ、新機構法の施行の状況を勘案し、新機構法第十四条第一項に規定する業務の必要性の有無を含めたあり方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は前項の規定により新機構法第十四条第一項第七号に掲げる業務に検討を加えようとするときは、**労働者を代表する者、事業主を代表する者、関係都道府県その他の関係者の意見を聴く**ものとする。

参考2:独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法(平成14年法律第165号)
(業務の範囲)

第十四条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～六(略)

七 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター(以下「職業能力開発促進センター等」という。)並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

- 附則16条第2項の「労働者を代表する者、事業主を代表する者(略)の意見を聴く」については、**当職業能力開発分科会に諮ること**としたい。

(参考1)ポリテクセンター・ポリテクカレッジの道府県への譲渡のスキーム

(1) 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律

道府県が移管を希望し、その機能を維持できると厚生労働大臣が認めれば、移管することができる。
(平成25年度末まで)

(2) 移管条件

- ① 道府県が譲渡を受けたポリテクセンター・ポリテクカレッジにおいて譲渡前に行われていた職業訓練の定員、科目等を維持する場合に、職員引受割合に応じて譲渡額を減額。
- ② ①の場合に譲渡を受けた年度を含む2年度間、職員引受割合に応じた高率補助を実施。

職員引受割合	①施設の譲渡額の時価からの減額割合	②運営費の補助 (譲渡を受けた年度を含む2年度間)
2分の1以上	10割(無償)	10割
3分の1以上～2分の1未満	8割	8割
3分の1未満	5割	5割

(参考2)平成24年度までの道府県の移管希望の状況

- (1) 廃止法提出前(平成21年4月～5月)に実施した調査では、ポリテクセンターで14道府県、ポリテクカレッジで1道府県が移管を希望。
- (2) 道府県に対し、ポリテクセンター・ポリテクカレッジの譲渡に関する意向確認を実施。

①H23アンケート調査(ポリテクセンター・ポリテクカレッジのある46道府県に実施(東京都のみなし。))

図1 ポリテクセンターの移管希望状況

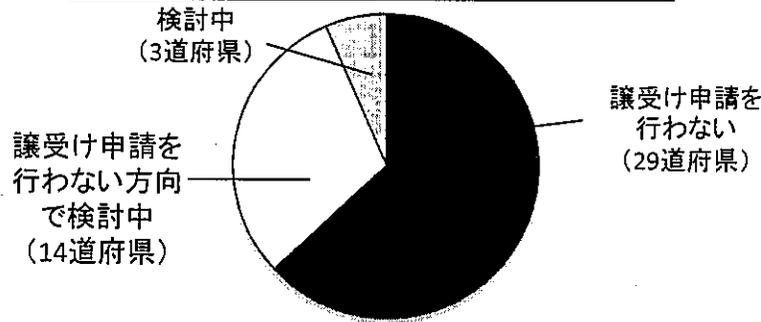
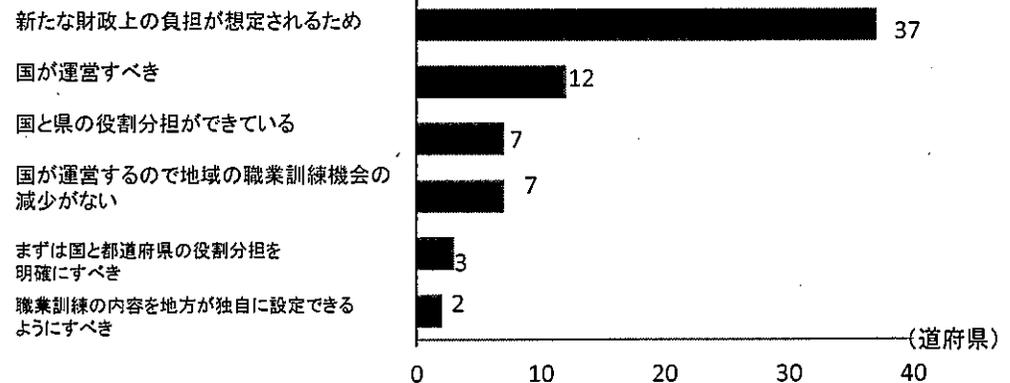


図2 移管を希望しない主な理由(複数回答)



②能開局幹部による訪問(H24. 10～11)

- ①のアンケート調査で移管を「検討中」と回答した3道府県に加え、ポリテクセンター等が複数ある道県を中心とする計13道府県に対して、ポリテクセンター・ポリテクカレッジの移管を積極的に検討するよう、職業能力開発局の幹部が訪問。➡ 移管希望無し

図3 ポリテクセンター移管を希望しない理由(複数回答)

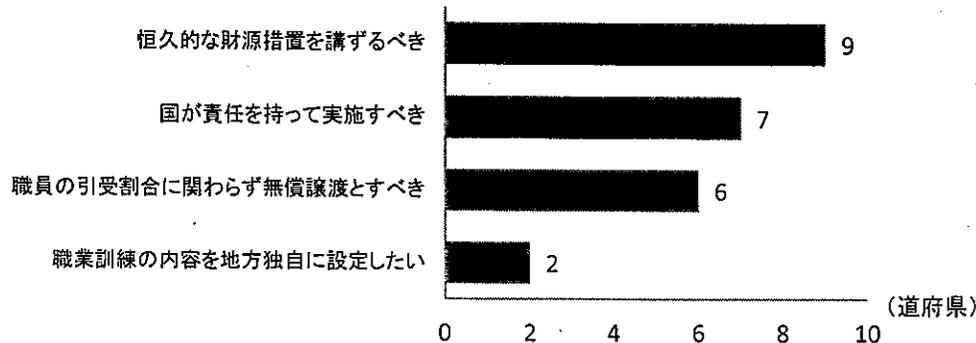
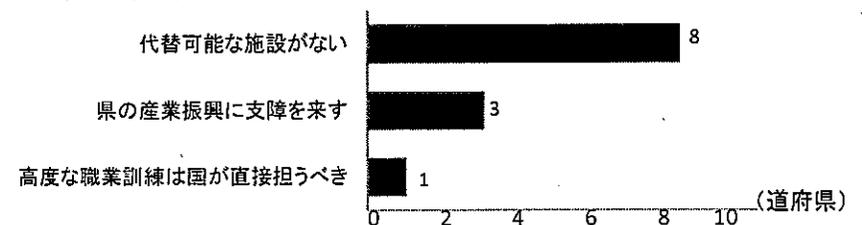


図4 譲受けしない場合は廃止してよいか

13道府県全てで廃止に反対。

(主な反対理由)



(参考3)移管条件の緩和(告示改正)について

- 移管を促すため、告示改正による**移管条件の緩和**を実施。(平成25年4月8日)

ポリテクセンター・ポリテクカレッジの「機能を維持」できると認められる具体的な基準を示している告示を改正し、移管条件を緩和。

(告示の改正内容)

旧:ポリテクセンター等で実施していた科目、内容、定員等は、特段の理由のない限り縮減できない



新:地域協議会(※)の了承を得ることを条件に、「特段の理由」がなくても縮減できるものとする。

(※) 都道府県がポリテクセンター等の移管・運営に際して設置する、労使、機構職員等で構成される協議会。

(参考4)

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の主要な事務事業の改廃に関する勧告の方向性
(平成25年1月21日 政策評価・独立行政法人評価委員会)

第1 業務実施体制の見直し

2 地方施設の整理、統合

(略) 厚生労働省は、(1)①の都道府県との移管協議の結果を受けて方針を改めて示すものとする。また、当該方針を踏まえ、移管の見込みが立たないポリテクセンター等については、本法人が運営を続ける合理性及び必要性について厳格に検証し、明らかに合理性及び必要性を見いだせないものについては、廃止を含めて検討するものとする。

(1) 職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）並びに職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ）

- ① 職業能力開発促進センター並びに職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校（以下「ポリテクセンター等」という。）については、受入条件が整う都道府県へ移管することとされていることを重く受け止め、現行の譲渡条件の期限（平成26年3月31日）までの間、都道府県との移管協議を主体的かつ積極的に進めるものとする。
- ② 都道府県との移管協議を進めるに当たっては、これまで移管に至らなかった原因を十分に把握・分析し、都道府県内における産業の集積状況や職業能力開発施設の設置状況、受講者の居住地の実態等を勘案して移管の可能性の高いものから優先的に協議を進めるものとする。
- ③ 現状において、同一都道府県内に複数存在するものなど経年的に定員充足率が低調なものについては、訓練定員の見直し等を行っても改善に至らない場合は、統廃合を含めて検討するものとする。